

四日市市内部・八王子線鉄道施設条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 26 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 20 号

四日市市内部・八王子線鉄道施設条例の施行期日を定める規則

四日市市内部・八王子線鉄道施設条例（平成 25 年四日市市条例第 82 号）の施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日とする。

（都市整備部都市計画課）